平成２２年（フ）第１８７５号
札幌市白石区本通８丁目北３番24号　コーポ広美101号
債務者　越智　道子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８８号
札幌市中央区南８条西９丁目1031番地　長沼荘
債務者　打越　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８９３号
札幌市東区北12条東13丁目２番12号　秀和６－２Ｃ
債務者　野沢　繁美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１０号
札幌市清田区真栄３条２丁目11番10号
債務者　中村　抄月（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３１号
北海道石狩郡当別町太美町21番地12
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５４号
札幌市北区北25条西５丁目２番15―406号
債務者　相原知亜紀
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４号
群馬県前橋市鳥羽町146番地１
債務者　笛木　　優
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２８６号
群馬県渋川市石原209番地６　神保荘104号室
債務者　都丸　靖行
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３００号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島566番地３　クイーン・アイリⅠ棟201
債務者　寺島　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２６号
群馬県伊勢崎市三室町6122番地１　プチゴールドⅠ－Ａ
債務者　吉谷　文宏
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９号
群馬県前橋市下小出町１丁目29番地28
債務者　北爪えり子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３０号
群馬県前橋市富士見町時沢1825番地１
債務者　萩原　　均
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３１号
群馬県前橋市小屋原町1099番地７
債務者　石井真帆美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1650番地17
債務者　星野　綾子（旧姓萩野）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３３８号
群馬県前橋市問屋町２丁目11番地13　中沢マンション304号
債務者　五十嵐勝江（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１６０号
群馬県藤岡市藤岡1892番地２
債務者　小島　敏郎
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８９号
新潟市南区親和町５―15北陸第７アパート本田義光方、住民票上の住所新潟市南区小蔵子788番地１　有限会社樋口興業内
債務者　永塚　春樹
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部